

(証券コード6228)

2023年3月15日

(電子提供措置の開始日 2023年3月9日)

株 主 各 位

岡山県浅口郡里庄町新庄金山6078番

株式会社 ジェイ・イー・ティ

代表取締役
社 長 房 野 正 幸

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイト
にアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://www.globaljet.jp/>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、
ご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後5時45分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日）午後1時

2. 場 所 岡山県浅口郡里庄町新庄金山6078番

3. 目的事項

報告事項

1. 第14期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第14期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の
件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.globaljet.jp/>)に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、ご返送いただきました議決権行使書につきまして、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化に加え、ウクライナ紛争も長期化の様相を呈しており、エネルギー価格の高騰、欧米の利上げ継続やインフレ傾向など、依然先行きは不透明な状況が継続しております。

その中で、当社グループが属しております半導体業界におきましては、エレクトロニクス製品を含む世界的な消費減速の影響によりメモリー価格の下落が継続しておりますが、データ通信量の増加からデータセンター向け、ハイエンドスマートフォン向けの需要は継続しており、車載向けでは、旺盛な需要に対して各種半導体の供給不足が継続しており、こうした需要増加に対応すべく、半導体メーカー各社は積極的な投資を行い、メモリーメーカーでも高水準の投資を継続しました。

このような経営環境のなか、当社グループにおきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による海外への渡航規制、中国での物流の混乱等により装置の立上げに多少の影響がありましたが、中国ファウンドリ向け、韓国及び中国メモリーメーカー向け洗浄装置の販売は順調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、メモリーメーカー向け装置の販売台数が前年と比べ増加したこと等により、売上高は、23,114百万円(前期比21.0%増加)と増収となりました。また、新たに開発した付加価値の高いBW3700シリーズの市場投入、現地法人の装置立上対応によるコスト削減等により、営業利益は2,078百万円(前期比12.2%増加)、経常利益は1,896百万円(前期比11.3%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,197百万円(前期比2.6%増加)と増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に取得した有形固定資産は114百万円となりました。主な設備投資につきましては、以下のとおりです。

- ・工場内スペースの新設

(3) 資金調達の様況

①当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、取引銀行6行とシンジケート方式のコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	当連結会計年度 2022年12月31日
コミットメントラインの契約総額	5,000,000千円
借入実行残高	2,000,000千円
差引額	3,000,000千円

②当社は、運転資金の効率的な調達を目的として、株式会社広島銀行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	当連結会計年度 2022年12月31日
コミットメントラインの契約総額	2,000,000千円
借入実行残高	250,000千円
差引額	1,750,000千円

③当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として、4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下の通りであります。

	当連結会計年度 2022年12月31日
当座貸越の契約総額	2,250,000千円
借入実行残高	600,000千円
差引額	1,650,000千円

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境は、米中貿易摩擦の長期化に加え、ウクライナ紛争も長期化の様相を呈しており、エネルギー価格の高騰、欧米の高金利や物価高による景気減速懸念など、引き続き先行きは不透明な状況が続くと予想しております。

当社グループを取り巻く事業環境では、エレクトロニクス製品を含む世界的な消費減速の影響によりメモリー価格の下落が継続しており、ロジック半導体、イメージセンサーなどでも調整局面にはいっております。一方、電気自動車及び自動運転技術への対応等から車載向け及びパワー半導体では好調を継続しており半導体への投資は二極化の様相を呈しております。

このような経営環境のなか、当社グループにおきましては、価格の下落など厳しい市況にあるメモリー向けでは、メモリーの高容量化、DRAMでの規格の世代交代、N

ANDフラッシュでは3D構造の更なる高層化等に対応し、直近の市況に影響されず投資計画を実行する韓国メーカーに対し、米国等新たな地域や新たな分野を含め対応を強化してまいります。また、最先端半導体だけでなく、車載向け及びパワー半導体向け等、既存の半導体も需給がひっ迫しており、既存プロセスでの増産要求に対応し、中国の新たな半導体メーカーや既存のファウンドリ等、設備投資を継続する半導体メーカーに対し、対応を強化してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年12月31日 第11期	2020年12月31日 第12期	2021年12月31日 第13期	2022年12月31日 (当期)第14期
売 上 高	10,787,865 千円	13,017,190 千円	19,102,114 千円	23,114,584 千円
経 常 利 益	653,204 千円	828,188 千円	1,703,569 千円	1,896,627 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	462,499 千円	636,840 千円	1,167,429 千円	1,197,431 千円
1株当たり当期純利益	118.89 円	163.71 円	308.59 円	317.62 円
総 資 産	11,341,232 千円	13,827,642 千円	19,763,821 千円	28,290,842 千円
純 資 産	5,497,790 千円	6,141,017 千円	7,308,886 千円	8,340,502 千円
1株当たり純資産額	1,413.31 円	1,578.67 円	1,938.68 円	2,212.33 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数によっております。
 2. 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はZEUS CO., LTD. であり、当社株式1,850,000株（出資比率98.1%）を保有しております。

当社は、親会社または子会社等の関連当事者との取引を行うにあたっては、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定する等、当社の利益を害さないように留意しております。このことから、当社取締役会は、これらの取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
J. E. T. Semi-Con. International Taiwan, Inc.	(NTD) 1,500,000	100.0	% 半導体製造装置の販売及び アフターメンテナンス業務 等
Oribright Shanghai Co., Ltd.	(USD) 250,000	100.0	半導体製造装置の販売及び アフターメンテナンス業務 等
J. E. T. Korea Co., Ltd.	(KRW) 1,000,000,000	100.0	半導体製造装置の製造・販 売
株式会社ジェイ・イー・テ ィ・アグリ	(円) 49,500,000	99.97	農産物の生産・販売

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
半導体製造装置の開発、製造及び 販売	半導体洗浄装置
フィールドサービス	国内及び海外の顧客向けの装置メンテナンス、 改造工事などの役務
リチウムイオン電池検査装置及び 製造装置の開発及び販売	リチウムイオン電池検査装置及び製造装置
アグリ事業	ミニトマト

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本 社 工 場	岡 山 県 浅 口 郡
東 京 事 務 所	東 京 都 羽 村 市
大 阪 事 務 所	大 阪 市 中 央 区
九 州 出 張 所	大 分 県 大 分 市
笠 岡 フ ァ ー ム	岡 山 県 笠 岡 市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
293名	15名増

(注)上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問および派遣社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社広島銀行	2,837 百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,424
株式会社三井住友銀行	1,440
株式会社みずほ銀行	920

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,780,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,885,000株（自己株式 60,000株を除く。）
- (3) 株主数 9名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
Z E U S C o . , L t d .	1,850,000 株	98.14 %
房 野 正 幸	9,000	0.48
平 井 洋 行	6,800	0.36
増 田 隆	5,500	0.29
H i C A P 3 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	5,000	0.27
問 田 宗 寿	4,500	0.24
小 野 保	2,500	0.13
今 井 志 郎	1,700	0.09

(注) 当社は、自己株式60,000株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2023年1月1日付で実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式の総数は7,780,000株増加し、15,560,000株となり、発行済株式の総数は1,945,000株増加し、3,890,000株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
房野正幸	代表取締役社長	株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ 代表取締役社長
平井洋行	専務取締役 製造担当	J.E.T. Korea Co., LTD. 代表理事
増田隆	常務取締役 営業担当	Oribright Shanghai Co., Ltd. 董事長 J.E.T. Semi-Con. International Taiwan, Inc. 董事長
問田宗寿	取締役 管理担当	
田渕裕久	取締役	
小野保	取締役	
奥田哲也	取締役	奥田法律事務所 所長 株式会社トマト銀行 監査役
今井志郎	常勤監査役	株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ 監査役
吉川龍男	監査役	
寺尾耕治	監査役	寺尾公認会計士事務所 所長 大黒天物産株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役田渕裕久、小野保、奥田哲也各氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役吉川龍男、寺尾耕治各氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役吉川龍男氏は、上場企業の常勤監査役としての豊富な知識、経験を有しております。
 また、監査役寺尾耕治氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当期中に辞任により退任した取締役

氏名	地位および担当	退任理由	退任日
徐基鎬	取締役	辞任	2022年4月30日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする旨定款に定めております。

なお、当社責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る役員報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	
取締役	142,578	93,350	42,750	6,478	8
監査役	18,471	12,450	5,150	871	3

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 賞与には、当事業年度において役員賞与引当金繰入額として費用処理した金額を含んでおります。
3. 退職慰労金は、当事業年度において役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した金額であります。
4. 取締役の人員および報酬等の額につきましては2022年4月30日付にて退任いたしました取締役1名を含めております。
5. 取締役の報酬限度額は、2020年9月30日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の取締役の員数は7名であります。
6. 監査役の報酬限度額は、2017年3月17日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の監査役の員数は3名であります。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会が決定する権限を有しており、2021年2月19日の取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬等は、月額報酬、賞与及び退職慰労金で構成されております。月額報酬、賞与における権限の内容及び裁量の範囲は、上記株主総会で決議された範囲内であります。月額報酬は、取締役会にて職位別に定められた基本額に所定の業績評価を加算した額を毎月支払っております。賞与は、取締役会にてその支給総額を決定しております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会が代表取締役社長房野正幸に一任し、代表取締役社長房野正幸が、上記方針に基づき個々の取締役の報酬を決定しております。なお、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。また、2022年11月1日に社外取締役3名と代表取締役社長の計4名を構成員とする任意の委員会（指名報酬委員会）を設置しましたので、第15期事業年度より、取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定方針については、指名報酬委員会の答申に基づき取締役会決議により決定することとしております。

退職慰労金については、株主総会で「役員退職慰労金支給規程（2017年12月取締役会〔2017年12月15日開催〕決議）」に定める一定の基準に従い支給することの決議を受けた上で、金額、時期、方法等については取締役会の決議により決定しております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役社長房野正幸に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社

グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できる立場であると判断した為であります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 田渕 裕久

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち14回すべてに出席し、長年にわたる銀行員としてまた企業経営者としての豊富な経験に基づく知見から、必要な発言を適宜行っております。

② 取締役 小野 保

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち13回に出席し、長年にわたる上場企業の経営者としての豊富な経験に基づく知見から、必要な発言を適宜行っております。

③ 取締役 奥田 哲也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち14回

すべてに出席し、上場企業の監査役としてまた、弁護士としての豊富な知見から、必要な発言を適宜行っております。

④ 監査役 吉川 龍男

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち14回すべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催した監査役会には13回のうち13回すべてに出席し、上場企業の監査役としての豊富な経験に基づく知見から、必要な発言を適宜行っております。

⑤ 監査役 寺尾 耕治

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会には、14回（定時13回、臨時1回）のうち14回すべてに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催した監査役会には13回のうち13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地から、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ACアーネスト監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする旨定款に定めております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意した理由

報酬等の額：25,000千円

理由：当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務の遂行状況や報酬見積の根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

25,000千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、かつ改善の見込みがなく解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査品質、独立性等について総合的に勘案し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備およびその運用状況

【内部統制システムに関する基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針を次のとおり定めております。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業倫理・法令遵守を推進するため、取締役会直属の組織として社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設けるほか、必要な社内の体制を整備する。
- ② 取締役および使用人が遵守すべき具体的行動基準として「コンプライアンス基本方針」や「クレド」を制定するほか、必要なガイドライン等を整備する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- ③ 社内及び社外の第三者機関を通報窓口とした内部通報体制を構築し、組織的または個人的な法令や定款に違反する行為、またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- ④ 法令遵守の最重要事項のひとつである安全保障貿易管理について、「安全保障輸出管理規程」を制定し、「輸出管理事務局」を設置する。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部門を設置し、子会社を含めた当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査を行い、問題点の把握、指摘及び改善活動を推進する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」及び「職務権限規程」を制定し、意思決定事項のうち、取締役会に留保される事項および社長や担当役員等に委任される事項を規定する。
- ② 取締役会または社長が決定する重要事項について、協議機関として「常務会」を設置し、方針の審議、ないし実行の審議を行う。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 経営に関する重要文書や重要情報、秘密情報、個人情報について、規程を整備し、適切に保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効率的かつ総合的に実施する。
- ② 企業活動に潜在するリスクを特定し、平常時からその低減および危機発生 of 未然防止に努めるため、取締役会直属の組織として社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設けて全社リスクマネジメントを推進するとともに、重大な危機が発生した場合に即応できるよう、規程を整備する。

(5) 子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役（董事・総経理）等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を整備するため、重要な経営情報の当社への定期的な報告に関する規程を定めるほか、当社の経営陣が子会社の経営状況について直接報告を受ける会議を定期的開催する。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備するため、子会社に対し、それぞれの事業形態や経営環境を踏まえたリスクマネジメント体制の構築を指導し、活動状況について定期的な報告を受ける。
- ③ 子会社の取締役（董事・総経理）等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備するため、業務執行に関して、当社が決定権限を留保する範囲を規程により定める。また、それぞれの子会社を所管する本部等を定めることで、経営情報の一元的な把握を図るとともに、子会社が必要とする支援・指導を行う。
- ④ 子会社の取締役（董事・総経理）等および使用人の職務の執行が法令および定款に

適合することを確保するための体制を整備するため、「コンプライアンス基本方針」を、当社グループ共通の行動基準として、子会社に周知する。同時に、子会社に対し、それぞれの所在国における法令やビジネス慣習、事業形態等を勘案した行動規範やガイドライン等の制定を求める。また、子会社の取締役（董事・総経理）等および使用人による内部通報について、状況が適切に当社に報告される体制を整備することを指導する。

(6) 財務報告の信頼性および適正性を確保するための体制

- ① 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他の適用法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社の各部門及び子会社は、その業務の遂行にあたり、業務分掌により牽制、モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(7) 監査役への報告に関する体制およびその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役等、使用人および子会社の監査役（監事）は、監査役からの要請に応じ、職務の執行に関する事項を報告する。
- ② 内部通報制度の担当部署は、当社グループの内部通報の状況について、定期的に監査役に報告する。
- ③ 監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨を規程に定め、子会社に対し、同様の規程を制定するよう指導する。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が求めがある場合、職務を補助すべき専任の使用人を置く。当該使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。

(9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために、取締役会及びその他必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、取締役や経営陣との面談、事業場や子会社への往査を定期的実施する。
- ③ 監査役は、会計監査人及び内部監査部門から定期的に報告を受け、また意見交換を行う。
- ④ 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

(1) 当社のリスク管理体制

当社では、「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメントを効果的・総合的に行うために、リスク管理委員会を定期的に開催し、適切な対応を行っております。

(2) 当期における主な会議の開催状況

- ① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための社外取締役、社外監査役の出席状況は9頁の「4. 会社役員に関する事項 (5) 社外役員に関する事項」に記載のとおりです。
- ② 監査役会は13回開催され、監査役の職務遂行が実効的に行われるために、監査役会の他にも、会計監査人及び内部監査部門との相互連携を定期的に行っております。

(3) 内部監査の実施

当社における当社グループの内部監査の取り組みは、内部監査年間計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、適宜指導を行っております。

(4) 従業員教育の実施状況

当社および当社グループは、従業員による法令順守を徹底するため「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」に基づくコンプライアンス研修を、定期的かつ継続的に行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現段階では当該「基本方針」及び「買収防衛策」を特に定めてはおりません。

当社は、業績のさらなる改善を図ることにより、企業価値のより一層の向上を目指しており、今後、積極的なIR活動を通じて当社の経営方針や業績等を利害関係者に対して適切かつタイムリーに伝えてまいります。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、事業環境の変化に対応できる財務の健全性維持や成長投資に必要な内部留保の充実などを総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

本方針に基づき2022年12月期の期末配当金につきましては、1株当たり127円とすることといたしました。なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,439,498	流動負債	14,435,750
現金及び預金	4,812,788	支払手形及び買掛金	2,095,243
受取手形、売掛金及び契約資産	1,660,904	短期借入金	3,150,000
商品及び製品	6,585,313	1年内返済予定の長期借入金	727,932
仕掛品	5,307,981	未払法人税等	339,660
原材料及び貯蔵品	7,082,191	リース債務	3,429
その他	990,318	前受金	6,904,276
固定資産	1,851,343	賞与引当金	30,783
有形固定資産	1,137,226	製品保証引当金	449,611
建物及び構築物	309,040	その他	734,813
機械装置及び運搬具	486,111	固定負債	5,514,590
土地	304,873	長期借入金	5,438,882
その他	37,201	リース債務	9,951
無形固定資産	75,052	役員退職慰労引当金	60,957
その他	75,052	資産除去債務	4,755
投資その他の資産	639,065	その他	43
繰延税金資産	554,408	負債合計	19,950,340
その他	84,656	(純資産の部)	
資産合計	28,290,842	株主資本	8,017,137
		資本金	571,000
		資本剰余金	558,538
		利益剰余金	7,058,419
		自己株式	△170,820
		その他の包括利益累計額	323,339
		為替換算調整勘定	323,339
		非支配株主持分	25
		純資産合計	8,340,502
		負債及び純資産合計	28,290,842

連 結 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,114,584
売 上 原 価		18,220,764
売 上 総 利 益		4,893,820
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,815,079
営 業 利 益		2,078,740
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,911	
補 助 金 収 入	8,188	
還 付 消 費 税 等	2,317	
そ の 他	2,750	20,168
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,381	
為 替 差 損	48,607	
支 払 手 数 料	88,948	
そ の 他	344	202,282
経 常 利 益		1,896,627
特 別 損 失		
減 損 損 失	233,731	233,731
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,662,895
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	621,745	
法 人 税 等 調 整 額	△156,281	465,463
当 期 純 利 益		1,197,431
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,197,431

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年1月1日残高	571,000	558,538	6,094,727	△170,820	7,053,446
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△233,740	—	△233,740
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,197,431	—	1,197,431
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	963,691	—	963,691
2022年12月31日残高	571,000	558,538	7,058,419	△170,820	8,017,137

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
2022年1月1日残高	255,389	255,389	51	7,308,886
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△233,740
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	1,197,431
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	67,949	67,949	△25	67,924
連結会計年度中の変動額合計	67,949	67,949	△25	1,031,615
2022年12月31日残高	323,339	323,339	25	8,340,502

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

J. E. T. Semi-Con. International Taiwan, Inc. (協裕国際科技股份有限公司)

Oribright Shanghai Co., Ltd. (欧利白科技(上海)有限公司)

J. E. T. Korea Co., Ltd.

株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ取引

デリバティブ取引・・・時価法

② 棚卸資産

a 商品及び製品、仕掛品

主として個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

b 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法、在外子会社は定額法

ただし、当社は、建物(建物附属設備を除く)、機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～38年

機械装置及び運搬具 4年～12年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証期間内の発生見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 当社グループは、半導体製造装置の開発・製造・販売、並びに、納入済み装置に対する保守用部品、サービス及び装置改造の提供を主な事業の内容としております。これら装置の販売における、装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供、保守用部品の販売、改造・保守サービス等の提供を主な履行義務として識別しております。

② 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

半導体製造装置の販売における、装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供については、主として、装置の立上に関連する役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。

保守用部品の販売については、主として、顧客に保守用部品が引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、保守用部品の国内の販売において出荷時から当該保守用部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

改造については、主として、改造作業が完了した時点で収益を認識しております。

保守サービスについては、主として、顧客との契約期間にわたって収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、半導体製造装置の販売において、従来は装置の設置完了時に収益を認識しておりましたが、立上完了時に収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

18,975,486千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産は、原則として、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

また、一定の保有期間を超える棚卸資産については、用途による分類を行った上で、販売可能性又は使用可能性を考慮し、保有期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

処分見込の棚卸資産については、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

これらは、将来の需要予測及び市場状況に基づいて決定しておりますが、当社グループが参画している半導体業界は、短期的に需給バランスが崩れ市場規模が大きく変動することがあり、半導体市場の予期せぬ急激な縮小が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の帳簿価額の切り下げが追加で必要となる可能性があります。

2. 製品保証引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

449,611千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品の保証期間中のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の支出実績に基づき将来の支出見込額を計上しております。

当社グループの製品は、多くの技術が統合された製品であり、予期せぬ不具合が発生した場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加のアフターサービス費用の計上が必要になる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

定期預金	300,000千円
建物及び構築物	302,251千円
土地	304,873千円
計	907,124千円

短期借入金	2,280,000千円
1年内返済予定の長期借入金	647,892千円
長期借入金	4,677,342千円
計	7,605,234千円

2. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産減価償却累計額	1,223,765千円
---------------	-------------

3. 役員退職慰労引当金には、執行役員退職慰労引当金2,900千円を含んでおります。

連結損益計算書に関する注記

減損損失

アグリ事業における固定資産の減損損失233,731千円を計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,945,000	—	—	1,945,000

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	60,000	—	—	60,000

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を記載しております。

3. 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度における配当実績に関する事項

- ・ 配当金総額 233,740千円
- ・ 1株当たり配当額 124円00銭
- ・ 基準日 2021年12月31日
- ・ 効力発生日 2022年3月31日

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額については、基準日が2021年12月31日であるため、株式分割前の金額を記載しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となる事項

- ・ 配当金総額 239,395千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 127円00銭
- ・ 基準日 2022年12月31日
- ・ 効力発生日 2023年3月31日

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり配当額については、基準日が2022年12月31日であるため、株式分割前の金額を記載しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金で運用し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によっております。営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクとその一部が為替リスクに晒されており、稟議制度に従うとともに、営業担当部門及び管理部門が定期的にモニタリングを行うことで管理しております。営業債務である買掛金は、短期に支払期日が到来するものであり、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金及び未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,166,814	6,149,245	△17,568
(2) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	13,380	13,370	△9
負債計	6,180,194	6,162,616	△17,578
デリバティブ取引 (※) ヘッジ会計が適用されていないもの	(43)	(43)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 金利関連	—	43	—	43
負債計	—	43	—	43

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	6,149,245	—	6,149,245
リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	—	13,370	—	13,370
負債計	—	6,162,616	—	6,162,616

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金およびリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を当該借入またはリース債務の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益について、顧客の所在地を基礎とした国又は地域に分解した情報
(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	半導体事業		
日本	196,137	35,372	231,510
韓国	7,134,301	—	7,134,301
中国	14,758,552	—	14,758,552
台湾	817,761	—	817,761
その他	172,458	—	172,458
外部顧客への売上高	23,079,211	35,372	23,114,584

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、農業事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等 (単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	805,122
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,562,988
契約資産(期首残高)	68,755
契約資産(期末残高)	97,916
契約負債(期首残高)	3,277,297
契約負債(期末残高)	6,952,147

契約資産は、主に製品の販売において、立上完了時に認識した収益に関して支払条件の充足を必要とする対価に対する権利であります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転するより前に、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金及び前受収益に関するものであり、履行義務の充足による収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,121,503千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,212円33銭

1株当たり当期純利益 317円62銭

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2022年12月15日開催の取締役会において、下記のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議し、2023年1月1日をもって、当社定款の一部を変更いたしました。

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の内容

(1) 分割の方法

2022年12月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	1,945,000株
②今回の分割により増加する株式数	1,945,000株
③株式分割後の発行済株式総数	3,890,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	15,560,000株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	2022年12月16日
②基準日	2022年12月31日
③効力発生日	2023年1月1日

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2023年1月1日をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更部分を示しております)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,780,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>15,560,000株</u> とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2023年1月1日

4. 1株当たり情報

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算し、(1株当たり情報)に記載しております。

5. その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	25,354,184	流動負債	14,744,043
現金及び預金	3,971,774	買掛金	2,521,027
売掛金及び契約資産	1,370,767	短期借入金	3,150,000
製品	6,616,174	1年内返済予定の長期借入金	727,932
仕掛品	5,271,983	前受金	6,904,273
原材料及び貯蔵品	7,072,884	賞与引当金	28,513
関係会社短期貸付金	260,600	製品保証引当金	368,235
その他	789,998	その他	1,044,061
固定資産	2,135,301	固定負債	5,514,590
有形固定資産	1,346,748	長期借入金	5,438,882
建物	357,663	役員退職慰労引当金	60,957
機械及び装置	513,706	資産除去債務	4,755
土地	304,873	その他	9,995
その他	170,505	負債合計	20,258,633
無形固定資産	50,988	(純資産の部)	
その他	50,988	株主資本	7,230,851
投資その他の資産	737,564	資本金	571,000
関係会社株式	105,232	資本剰余金	556,250
関係会社出資金	41,150	資本準備金	556,250
繰延税金資産	566,156	利益剰余金	6,274,421
その他	25,024	その他利益剰余金	6,274,421
資産合計	27,489,485	繰越利益剰余金	6,274,421
		自己株式	△170,820
		純資産合計	7,230,851
		負債・純資産合計	27,489,485

損 益 計 算 書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,599,023
売 上 原 価		17,850,807
売 上 総 利 益		4,748,215
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,855,565
営 業 利 益		1,892,650
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,209	
受 取 配 当 金	185,100	
受 取 賃 貸 料	33,600	
そ の 他	1,351	224,260
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,381	
為 替 差 損	31,881	
支 払 手 数 料	88,948	
賃 貸 費 用	30,412	
そ の 他	1	215,624
経 常 利 益		1,901,286
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	90,500	90,500
税 引 前 当 期 純 利 益		1,810,786
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	489,114	
法 人 税 等 調 整 額	△37,519	451,594
当 期 純 利 益		1,359,191

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2022年1月1日残高	571,000	556,250	556,250
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—
2022年12月31日残高	571,000	556,250	556,250

(単位：千円)

	株主資本					
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	純資産合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	特別償却準備金	繰越利益剰余金				
2022年1月1日残高	1,618	5,147,351	5,148,970	△170,820	6,105,400	6,105,400
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	△233,740	△233,740	—	△233,740	△233,740
特別償却準備金の取崩	△1,618	1,618	—	—	—	—
当期純利益	—	1,359,191	1,359,191	—	1,359,191	1,359,191
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	△1,618	1,127,069	1,125,451	—	1,125,451	1,125,451
2022年12月31日残高	—	6,274,421	6,274,421	△170,820	7,230,851	7,230,851

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

関係会社株式 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準 …… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品 …… 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）、機械及び装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 4～12年

無形固定資産 …… 定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を期間に基づいて計上しております。

(2) 製品保証引当金 …… 製品のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証期間内の発生見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金 …… 役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 当社は、半導体製造装置の開発・製造・販売、並びに、納入済み装置に対する保守用部品及び装置改造の提供を主な事業の内容としております。これら装置の販売における、装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供、保守用部品の販売、改造等の提供を主な履行義務として識別しております。

(2) 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

半導体製造装置の販売における、装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供については、主として、装置の立上に関連する役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。

保守用部品の販売については、主として、顧客に保守用部品が引き渡された時点で収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、保守用部品の国内の販売において出荷時から当該保守用部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

改造については、主として、改造作業が完了した時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、半導体製造装置の販売において、従来は装置の設置完了時に収益を認識しておりましたが、立上完了時に収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響は軽微であります。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
18,961,043千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 1. 棚卸資産の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

2. 製品保証引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
368,235千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 2. 製品保証引当金 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載のとおりであります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

定期預金	300,000千円
建物	302,251千円
土地	304,873千円
計	907,124千円

短期借入金	2,280,000千円
1年内返済予定の長期借入金	647,892千円
長期借入金	4,677,342千円
計	7,605,234千円

2. 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産減価償却累計額	1,199,065千円
---------------	-------------

3. 関係会社に対する金銭債権債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	1,241,460千円
短期金銭債務	999,964千円

4. 役員退職慰労引当金には執行役員退職慰労金2,900千円を含んでおります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	3,147,351千円
売上原価	4,743,733千円
販売費及び一般管理費	765,627千円
営業取引以外の取引高	222,794千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,945,000	—	—	1,945,000

(注) 当社は2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 当事業年度末の自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	60,000	—	—	60,000

(注) 当社は2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記の事項は当該株式分割前の株式数を記載しております。

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産	194,663	千円
減価償却超過額	42,473	千円
メンテナンス業務費	141,228	千円
未払費用	22,030	千円
未払事業税	20,605	千円
賞与引当金	8,685	千円
製品保証引当金	112,164	千円
役員退職慰労引当金	18,567	千円
関係会社株式評価損	27,566	千円
その他	15,414	千円
繰延税金資産 小計	603,400	千円
評価性引当額	36,028	千円
繰延税金資産 合計	567,372	千円
繰延税金負債		
その他	△1,215	千円
繰延税金負債 合計	△1,215	千円
繰延税金資産 純額	566,156	千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ZEUS CO., LTD	被所有 直接98.1%	営業取引 役員の兼任	製品の販売 材料仕入等 (注)	2,865,348 2,095,362	売掛金 買掛金	960,705 201,881

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 親会社との取引条件については、独立第三者間との取引条件等を勘案して決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Oribright Shanghai Co., Ltd.	所有 直接100%	営業取引 役員の兼任	材料仕入等 (注)	1,560,958	買掛金	401,575
子会社	(株)ジェイ・イー・ティ・アグリ	所有 直接74.5%	営業外取引 役員の兼任	受取賃貸料 (注)	33,600	その他流動負債	3,147

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 親会社及び子会社との取引条件については、独立第三者間との取引条件等を勘案して決定しております。

一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,917円99銭

1株当たり当期純利益 360円52銭

(注) 当社は、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

株式会社ジェイ・イー・ティ
取締役会 御中

ACアーネスト監査法人
岡山県岡山市

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	今 岡 正 一	⑩
------------------------	-------	---------	---

業 務 執 行 社 員	公認会計士	七 川 雅 仁	⑩
-------------	-------	---------	---

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・イー・ティの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・イー・ティ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月15日

株式会社ジェイ・イー・ティ
取締役会 御中

ACアーネスト監査法人
岡山県岡山市

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	今 岡 正 一	⑩
------------------------	-------	---------	---

業 務 執 行 社 員	公認会計士	七 川 雅 仁	⑩
-------------	-------	---------	---

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・イー・ティの2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ACアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ACアーネスト監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

株式会社ジェイ・イー・ティ 監査役会
常 勤 監 査 役 今 井 志 郎 ⑩
社 外 監 査 役 吉 川 龍 男 ⑩
社 外 監 査 役 寺 尾 耕 治 ⑩

以 上

参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業環境の変化に対応できる財務の健全性維持や成長投資に必要な内部留保の充実などを総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。本方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき127円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金127円 総額239,395,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月31日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	房野 正幸 (1958年7月4日生)	2009年4月	当社設立 取締役	18,000株
		2012年3月	当社 常務取締役	
		2013年3月	当社 代表取締役社長（現任）	
<p><取締役候補者とした理由> 房野正幸氏は、2013年より代表取締役社長を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
2	平井 洋行 (1965年2月20日生)	2009年4月	当社設立 取締役	13,600株
		2013年3月	当社 常務取締役	
		2015年3月	当社 専務取締役（現任）	
<p><取締役候補者とした理由> 平井洋行氏は、2015年より専務取締役を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
3	増田 隆 (1962年12月26日生)	2010年6月	当社 入社 太陽電池部長	11,000株
		2013年3月	当社 取締役	
		2015年3月	当社 常務取締役（現任）	
<p><取締役候補者とした理由> 増田隆氏は、2015年より常務取締役を務めております。その豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				
4	問田 宗寿 (1966年8月26日生)	1990年4月	株式会社すわき（現 株式会社タイム） 入社	9,000株
		2004年9月	同社 執行役員管理部長	
		2016年3月	有限会社アグリ元気岡山 出向	
		2017年8月	当社 入社 経営支援部長	
		2018年3月	当社 取締役（現任）	
<p><取締役候補者とした理由> 問田宗寿氏は、2017年より経営支援部長、2018年より取締役を務めております。管理部門の責任者としての豊富な経験と見識から、今後も取締役としての職責を担えると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
5	田 淵 裕 久 (1951年10月26日生)	1975年4月 2006年2月 2006年10月 2007年4月 2007年10月 2009年4月 2010年6月 2018年3月	株式会社広島銀行 入行 同行 監査部監査役 株式会社ライフネット難波 出向 同社 代表取締役社長 株式会社広島銀行 定年退職 カーツ株式会社 入社 顧問 同社 常勤監査役 当社 取締役 (現任)	一株
<p><取締役候補者とした理由> 田淵裕久氏は、企業経営者として、また銀行員として豊富な経験と幅広い知識を有しており、客観的かつ公正な立場から経営の意思決定に参画していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。</p>				
6	小 野 保 (1946年4月24日生)	1965年3月 1984年12月 2003年1月 2010年1月 2013年3月 2020年9月	萩原工業株式会社 入社 同社 取締役プラント事業部長 同社 代表取締役専務 同社 顧問 当社 監査役 当社 取締役 (現任)	5,000株
<p><取締役候補者とした理由> 小野保氏は、上場企業の経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的かつ公正な立場から経営の意思決定に参画していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年6ヶ月となります。また、候補者は過去に業務執行者でない役員 (監査役) であったことがあります。</p>				
7	奥 田 哲 也 (1961年8月29日生)	1984年4月 1993年4月 1997年4月 2006年4月 2008年4月 2010年4月 2018年6月 2020年4月 2020年9月	岡山県庁 入庁 岡山弁護士会 登録 奥田法律事務所 設立 (現任) 岡山弁護士会 副会長 岡山弁護士会広報委員会 委員長 岡山家庭裁判所 家事調停委員 (現任) 株式会社トマト銀行 監査役 (現任) 岡山家事調停協会 会長 (現任) 当社 取締役 (現任)	一株
<p><取締役候補者とした理由> 奥田哲也氏は、長年にわたる弁護士としての経験と他社の社外監査役の実績を有することから専門知識と企業法務に関する豊富な知見を活かし客観的な立場から経営の意思決定に参画していただくために、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年6ヶ月となります。</p>				

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田淵裕久氏及び小野保氏、奥田哲也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、田淵裕久氏及び小野保氏、奥田哲也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法

第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。各氏が再任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	今井 志郎 (1954年11月29日生)	1986年7月	エヌ・エム・ビーセミコンダクター株式会社（現 ユー・エム・シー・ジャパン株式会社） 入社	3,400株
		2008年3月 2009年5月 2018年3月	エス・イー・エス株式会社 入社 当社 入社 生産管理部長 当社 監査役（現任）	
<p><監査役候補者とした理由> 今井志郎氏は、当社での生産管理部門及び購買部門の責任者としての業務経験をとおして、当社における引合、受注、設計、部材調達、製造から現地での装置立上げに至るまでの一連の業務プロセスに一定の知見があり、また長期にわたり半導体業界での経験を有していることから、的確な監査ができると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p>				
2	寺尾 耕治 (1958年4月28日生)	1981年10月	等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人 トーマツ）大阪事務所 入所	一株
		1985年12月 1986年1月 1986年3月 2002年8月 2015年6月 2020年9月	同所 退所 寺尾公認会計士事務所開設（現任） 税理士登録 大黒天物産株式会社 監査役（現任） SOMPOケアメッセージ株式会社 監査役 当社 監査役（現任）	
<p><監査役候補者とした理由> 寺尾耕治氏は、大手監査法人での公認会計士としての経験と他社の社外監査役の実績を有することから専門知識と企業会計に関する豊富な知見により、的確な監査ができると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年6ヶ月となります。</p>				
3	山本 実治 (1956年9月23日生)	1981年3月	萩原工業株式会社 入社	一株
		2021年9月 2022年1月 2022年3月	同社 退社 児島税務署 期間採用 児島税務署 期間終了	
<p><監査役候補者とした理由> 山本実治氏は、製造業を営む上場企業にて製造、購買、システム開発等の実務を経験され、製造業における実務及びシステムの知見を有することから、的確な監査ができると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>				

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 寺尾耕治氏及び山本実治氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、寺尾耕治氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。同氏が再任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。また、山本実治氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
小田 項一 (1953年6月4日生)	1976年10月	昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） 入所	一株
	1980年3月	公認会計士登録	
	2000年12月	税理士登録	
	2010年6月	新日本有限責任監査法人 退所	
	2010年7月	小田項一税理士公認会計士事務所開設 (現任)	
	2011年4月	岡山市 包括外部監査人	
	2011年4月	岡山県産業振興財団 会計監査人（現任）	
	2011年4月	岡山県地方独立行政法人評価委員会 委員（現任）	
2022年7月	一般社団法人倉敷成人病センター 会計監査人（現任）		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小田項一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小田項一氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、次のとおりであります。小田項一氏は、公認会計士としての幅広い知見と長年にわたる豊富な経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査して頂くことを期待し社外監査役候補者としております。
- 尚、小田項一氏は、会社の経営に関与されたことはありませんが、専門分野におけるこれまでの経験と知見を踏まえて、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 本議案が原案どおり承認可決され、小田項一氏が監査役に就任される場合には、当社は小田項一氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。

